

旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）【概要】

■目的

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保、充実
- 国は令和7年12月にガイドラインを作成し、令和13年度までに学校単位で行われてきた部活動を、地域全体で支え、豊で幅広い活動機会を保障するよう示している。

ガイドラインに基づき、本市の状況に合った生徒のスポーツ活動の充実を図り、教則員等の働き方の改善にもつながるよう、基本方針を定める。

■基本方針の概要

- ・ 令和8年9月から市で地域スポーツ団体の登録・認定
- ・ 令和9年9月から団体の活動開始
- ・ 市では、登録団体を生徒及び保護者に対して周知
- ・ 学校は生徒の地域スポーツ団体への参加をサポート
- ・ 希望する教員は兼職兼業により指導可能
- ・ 令和9年9月以降、運動部活動は順次廃止
- ・ 令和13年末までに運動部活動は原則廃止

■スケジュール

	R7度	R8度	R9度	R10度
パブリックコメント		→		
団体の登録・認定開始		→		
団体の活動開始			→	
部活動の廃止（順次）			→	

※この他、懇話会や関係団体への説明会など地域展開の推進に向けて情報発信、共有を進める。

■パブリックコメントの実施

- ・ 令和8年3月16日から4月15日までの1か月間実施